

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	都市計画課
委 託 業 務 名	第 2 次大津市景観計画及びガイドライン等策定支援業務
委 託 業 務 場 所	大津市全域
概 要	本業務は、第 2 次大津市景観計画の策定並びに大津市景観計画ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）の改訂及び大津市景観計画ガイドライン公共サイン編の作成に当たり、必要な支援を受けることを目的とする。
契 約 期 間	契約締結日の翌開庁日 から 令和 7 年 3 月 2 8 日まで
契 約 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 7 日
契 約 金 額	1 1 , 6 6 0 , 0 0 0 円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕 京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町 9 9 番地 〔名 称〕 株式会社地域計画建築研究所
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	公募型プロポーザル方式により、参加者の公募を行い、企画提案に係るプレゼンテーション審査を実施した結果、上記の事業者が当該事業の遂行において最も適切であると認められたため。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
- 2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。